

「NTTの企業年金減額は違法」 最高裁、NTTの上告を棄却

退職者への企業年金減額を厚生労働省が認めなかったのは不当として、NTTグループが処分取り消しを求めていた訴訟で、最高裁は6月8日、NTT側の上告を棄却する決定を出しました。これでNTT側の敗訴が確定しました。

「確定給付企業年金」は年金減額をしなければ、事業を維持できないほどの経営危機に陥っていなければ減額は出来ないことが確定したことになります。

NTTグループは2005年9月、企業年金の支給水準を固定型から国債利率連動型にする規約変更承認を厚労省に求めました。(実質減額)

一審の東京地裁は2007年10月「減額がやむを得ないほど、経営状況が悪化していたとは認められない」とNTT側の請求を棄却。二審の東京高裁も支持しました。

企業年金は退職金の後払いであり、退職時点で確定しています。(現在は長期国債利率に連動して年金額が変動するキャッシュバランスプランがNTTはじめ多くの企業年金制度に導入されています)

退職して5年も10年も経ってから企業年金減額では、いつも会社の業績を気にしていなければならず安心していただけません。

◇ NTTの企業年金問題については年金者組合ホームページの企業年金コーナーをご参照

◇ 「NTT企業年金と受給者の権利」のホームページ

<http://nttkigyounenkin.mine.nu/>

(Ctrlキーを押しながら上記アドレスのクリックでジャンプします)

年金打ち切りには同意が必要

最高裁で逆転勝利

もみじ銀行(広島市)が経営悪化を理由に04年退職慰労年金制度を廃止したことに對して、すでに01年から受給している元役員の一部が「一方的に打ち切ったのは違法」として訴えていた事件です。最高裁は3月16日、「取締役の職務執行の対価と解され報酬に当たる。退職時に年金支給の契約が成立しており、いったん成立した契約の効力を否定してまで画一的処理を図ることが制度上要請されていない」として高裁に差し戻しました。

一審は請求をほぼ認めましたが、二審の東京高裁は「制度の変更は画一的に行うことが出来、効力は同意のないものにも及ぶ」として打ち切りを有効としていました。

最高裁は上告を受理せず

「りそな銀行企業年金減額裁判」が終結

りそな銀行のOBとOGが「退職時に確定した退職年金を事後に規約を変更し減額するのは不当」として訴えていた事件は4月15日最高裁が上告不受理の決定をしたため東京高裁の不当判決が確定しました。

この事件は厚生年金基金の受給者減額をめぐる初めての裁判でした。1、2審とも厚生年金保険法が「年金たる給付」と規程するのみで、公的年金の代行部と私的な加算年金を区別していないことを理由に、例え原資が退職金であっても、法律上は加算年金は企業との契約ではなく、公的年金と同様の行政処分であると判断しました。

加算部分は就業規則・退職金規程にもとづく退職金であり、退職後に基金規約を変更しても「不利益不遡及」で本人の同意が必要なことは当然です。

◇ りそな年金裁判については当企業年金コーナー と ほかで紹介しています

◇ りそな企業年金裁判を支援する会のホームページ

http://www.geocities.jp/resona_nenkin/

(Ctrlキーを押しながら上記アドレスのクリックでジャンプします)

「企業年金」の減額は許されるのか？

報告集会が開かれる

企業年金の受給権を守る連絡会は、5月29日東京御茶ノ水で報告集会を開きました。

「明治大学受給者の会」代表の山口氏のあいさつに始まり、社会保険労務士の夏野氏が主催者報告したあと、「りそな企業年金裁判」「松下福祉年金『契約順守を求める会』」「早稲田大学年金裁判の会」「法政大学年金受給者の会」「明治大学年金受給者の会」「JAL企業年金の改定について考える会」などから報告がありました。

佐藤昭夫早稲田大学名誉教授が「年金裁判の問題点～受給権をめぐる争点と課題～」と題して特別講演。

最後に「年金受給権保護の明確化」「支払い保証制度」の実現を訴えたアピールを採択して盛会裏に終了。

連絡会には13団体で構成され、厚労省交渉や政党への要請など活発に活動しております。

報告会の内容はCDに記録しています、CDご希望の方はご連絡下さい。

(文責 元中執 山本 寛)